



平成 14 年 4 月 15 日

各 位

|          |   |
|----------|---|
| 会社名      | 株式会社 レイ                                 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役社長 分部 日出男                          |
| (登録銘柄    | コード番号 4317)                             |
| 問合わせ先    | 常務取締役 刈田 宏                              |
| 連絡先      | コーポレートプランニング室<br>(TEL 03 - 5410 - 4057) |

## ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成 14 年 4 月 15 日開催の当社取締役会において、平成 14 年 4 月 1 日施行の「商法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 128 号)により改正された商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、平成 14 年 5 月 28 日開催予定の当社定時株主総会に、下記のとおり「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」を付議することについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社に対する経営参画意識を高め、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることならびに今後の新たな人材確保のために使用することを目的とし、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 100,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、必要と認める調整を行う。

##### (2) 新株予約権の数

1,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 100 株。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

##### (3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

##### (4) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の目的たる株式 1 株あたりの払込金額(以下「払込金額」とする。)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における日本

証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格の平均値の金額に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行の日の最終価格（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、当該最終価格をもって払込金額とする。なお、新株予約権発行後当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 16 年 6 月 1 日から平成 18 年 5 月 31 日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、従業員の定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

その他の条件については、平成 14 年 5 月 28 日(火)開催予定の当社第 21 回定時株主総会後に開催される取締役会決議により定める。

(7) 新株予約権の消却

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権の全部を無償で消却することができる。

新株予約権の割当を受けた者が(6) に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には無償でその新株予約権を消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(9) 株式交換及び株式移転による新株予約権の完全親会社への承継及び承継後の新株予約権の内容にかかる決定の方針

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、以下の方針により、未行使の新株予約権を当該株式交換又は株式移転後の当社の完全親会社（以下「完全親会社」という。）に承継させることができる。

新株予約権の目的となる株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の数

上記(1)に記載の株式数（調整がなされた場合には調整後の株式数）に、株式交換又は株式移転の際に当社株式 1 株に対して割り当てられる完全親会社株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じて計算し、1 株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額（承継後払込価額）

$$\text{承継後払込価額} = \text{承継前払込価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める期間とし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換又は株式移転の効力発生日より上記(5)に定める期間の満了日までとする。

権利行使の条件ならびに消却事由及び条件

上記(6)及び(7)に準じて決定する。

承継後の新株予約権の譲渡制限

承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、平成 14 年 5 月 28 日(火) 開催予定の当社第 21 回定時株主総会以後に開催される取締役会決議により定める。

(注) 上記決議は、平成 14 年 5 月 28 日(火)開催予定の当社第 21 回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。

以 上